

重要管理地域に関する論点（案）

1．地域の設定

（１）設定の考え方

予防を主目的とした移入種対策をとる場合に設定するのか、再生・回復を主目的とする場合も含むのか。

（２）設定の基準

設定に当たっての基準として何を指標にするのか。

（３）管理の難易性の観点

設定後の管理の難易性は、どの程度考慮するのか。

2．地域の管理

（１）計画の策定

管理計画の策定主体及び策定の手順をどうするのか。保全すべきもの（対象、エリア等）をどのように特定するのか。管理計画に位置づけておく項目は何か。計画期間は定めるべきか。

（２）管理の詳細

具体的に実施する管理の内容は何か。実施主体、連携・協力体制等はどのように考えるか。

（３）地域住民等への配慮

定住して日常生活を営んでいる者のいる場所を含めることについて支障はないのか。食用に供する植物等、日常生活に不可欠なものもリスク評価は必要か。飼育・観賞目的の動植物はどうか。公共事業等に対する制限事項は発生するのか。

（４）生物多様性の再生・復元の検討

保全対象の生物多様性が移入種によって相当の影響を受けている場合、その再生・復元も移入種対策として取り扱うのか。

（５）地域を指定した効果の検証

重要管理地域の設定及び管理を行ったことによる効果はどのように判断するのか。判断した結果はどのように反映するのか。